

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会
第3回食料安全保障マニュアル小委員会議事録

平成13年12月
農林水産省

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会
第3回食料安全保障マニュアル小委員会議事次第

平成13年12月21日(金)

10:00~12:15

於 農林水産省総合食料局第1会議室

- 1 開会
- 2 食料安全保障マニュアル小委員会及び第4回総合食料分科会における議論の概要について
- 3 不測時の食料安全保障マニュアル(素案)について
- 4 その他
- 5 閉会

配付資料

資料1 議事次第

資料2 食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会食料安全保障マニュアル小委員会委員
等名簿

資料3 食料安全保障マニュアル小委員会及び第4回総合食料分科会における議論の概要

資料4 不測時の食料安全保障マニュアル(素案)の概要

資料5 不測時の食料安全保障マニュアル(素案)

(別添参考)

・食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第2回食料安全保障マニュアル小委員会
議事録

・我が国の食料自給率 - - 平成12年度食料自給率レポート・食料需給表 - -

食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会
食料安全保障マニュアル小委員会委員等名簿

(委員)

稲田和彦 (有)エルパック専務取締役
八木宏典 東京大学大学院農学生命科学研究科教授

(臨時委員)

中村祐三 全国農業協同組合中央会常務理事
服部信司 東洋大学経済学部教授
三沢ひろこ マーケットアナリスト

(専門委員)

川野幸夫 (株)ヤオコー代表取締役社長
小山修 国際農林水産業研究センター企画調整部連絡調整科長
斎藤賢一 キッコーマン・プロダクト・マネジャー室プロダクト・マネジャー
内藤英代 消費科学連合会企画委員
藤井明 三菱商事(株)食糧本部付穀物担当部長
宮川早苗 健康産業新聞社「食品と開発」編集長
山本奈美 主婦

(五十音順、敬称略)

八木座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第3回食料安全保障マニュアル小委員会を開催させていただきます。

 今日は、お忙しい中ご出席いただきまして、ありがとうございます。

 議事に入ります前に、事務局から本日の委員の出席状況などについて報告をお願いします。また、本日の資料等についても併せて説明をお願いします。

食料政策課長 まず、本日の委員の出席状況でございますが、三沢委員、中村委員のお二方が欠席されています。10名の委員がご出席でございます。

 続きまして、配布資料につきまして確認をさせていただきます。

 お手元の配布資料でございますように、資料ナンバーとしましては1～5まで、議事次第、名簿、これまでの議論の概要、マニュアル素案の概要、マニュアルの素案の5点でございます。それから、別添の参考としまして、前回の小委員会の議事録と「我が国の食料自給率」ということで、2日前に公表しました我が国の12年度の食料自給率の動向に関する資料を配布させていただいております。

 ご確認いただきまして、欠落などございましたら事務局までお申し出いただきたいと思っております。

八木座長 どうもありがとうございました。

 当小委員会につきましてはこれまでに2回開催し、食料安全保障マニュアルに関する事項を議論してきたところですが、今日はこれまでの議論等を踏まえ、事務局で作成されたマニュアルの素案について皆さんのご意見をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

 それでは、議事次第に従いまして、2の「食料安全保障マニュアル小委員会及び第4回総合食料分科会における議論の概要について」、並びに、3の「不測時の食料安全保障マニュアル（素案）について」、事務局からご説明をお願いいたします。

食料政策課長 それでは、まず最初に、お手元の資料ナンバー3の「食料安全保障マニュアル小委員会及び第4回総合食料分科会における議論の概要」について、ご説明申し上げます。

 実は、先月の末、11月29日にこの小委員会の親元であります総合食料分科会

が開催されましたので、その分科会におきまして、当小委員会における検討状況をご説明いたしました。資料としましては、第2回の小委員会の資料と第1回と第2回の小委員会における議論の概要をお示しいたしました。その議論の概要につきましては資料ナンバー3の1ページ目と2ページ目の「小委員会における意見の概要」ということで、いろいろ今までいただきました意見を事務局の方である程度項目別にまとめさせていただきましてご説明をいたしました。その内容につきましては、1回目と2回目の小委員会での議論の内容でございますので、省略させていただきます。総合食料分科会におきましても質疑がございましたので、その概要につきまして簡単にご説明させていただきます。資料3の3ページ目をお開きいただきたいと思います。

この分科会におきまして出ましたご意見につきましても、事務局の方で内容を項目別に分類させていただきました。まず、不測時に対応するための平素からの取組としましては、火災、地震の場合の演習のように、不測時を想定した演習などを行うべきではないか、あるいは、平素から、家庭において保存食をつくるとか、いろいろなものを常備するなど、家庭内における取組ということを促進していくことも大事であり、それは我が国の食文化の維持にもつながるのではないかというご意見をいただきました。

それから、不測の事態が生じた場合の体制整備につきましては、だれがいつどこで判断し、どういう宣言をしていくのかということを確認にすべきではないかというご意見がございました。

それから、不測時におきまして価格や流通の混乱等々が考えられるわけですが、そういったことへの対応としまして、表示の適正化ということも重要であると。それから、流通在庫の把握というのは難しいけれども、現在、小売店にはPOSが入っているので、そのPOSデータを活用する仕組みなども検討できないかというご提案がございました。

それから、情報の収集・提供につきましては、集めた情報をすべて提供するというのではなく、むしろ消費者がパニックを起こさない形でどのように提供するかということを考えていくことが重要ではないかというご意見をいただきました。

それから、将来の課題ということでございますが、パニックを起こさないよ

うな情報提供のあり方というのがまずあるわけですが、さらに万が一パニックが起きたときにどうするかということも検討することが重要ではないかと。あるいは、今回のマニュアルにつきましては量的な不安が生じた場合の対応というものでございますけれども、最近ではスターリンク、遺伝子組換えの大豆の問題とか、BSEといったような問題が起きていますので、そういった安全性などに対する対応ということも考えていくべきではないかというご意見をいただきました。

以上でございます。

続きまして、資料4と5につきましてご説明したいと思います。これまでの2回の小委員会におきましていろいろご意見をいただきまして、それから、分科会におきましてもご意見をいただいておりますので、そうしたご意見を踏まえましてマニュアルの素案というものを作成いたしました。それが資料の5でございます。資料の5につきましてはかなり大部でございますので、資料4の「概要」に基づきましてざっとご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、マニュアルの策定の趣旨でございますが、これは、食料の供給に影響が及ぶおそれのある事態に的確に対処するため、政府として構すべき対策の基本的な内容や根拠法令、実施手順などを示すということでございまして、今後、個々の対策の詳細な実施手順などを作成していくということと、マニュアルそのものにつきましても、適宜見直しをし、改定をしていくということでございます。

それから、我が国の食料供給に影響を及ぼす不測の要因としてはどのようなものがあるかということでございますが、国内要因、海外要因と分けてございます。

国内では、平成5年にありました異常気象による大不作、あるいは突発的な事故・事件などによります生産や流通の混乱、それから、安全性の観点から行う食品の販売等の規制でございますが、例えば国内では、今回のBSEのようなものが発生しまして、それによりまして国内に供給される牛肉などが非常に減少するというような場合を想定しております。ただし、食品の安全性そのものや、あるいは安全性確保のための対策というものにつきましては、また専門的な観点からの検討が必要と考えられますので、このマニュアルの対策の対象

とはしておりません。ただし、そういう安全性に由来する問題によりまして食料の供給が量的に減少するという場合には、このマニュアルの対象ということで考えております。

海外につきましても、大不作とか、あるいは流通面での問題が生じた場合、それから、先般のアメリカのテロ事件のような突発的な事件・事故などによります生産や貿易の混乱、制度的な問題としましては輸出規制、安全性の観点からの規制が行われるということでの量的な減少が考えられます。

そして、それらにつきましてどう対応していくかということを考えるに当たりましては、平素からの取組が重要であろうということで、2の にございますように、日ごろから農地や担い手の確保、農業技術水準の向上等を通じ食料自給率を高めるとともに不測の事態にも対応できるように農業技術の研究開発を促進していくことにより、不測時における食料の供給力の確保・向上を図るということがございます。それから、日ごろから食料の供給が不足する場合に備えまして、適切かつ効率的な備蓄の運用、あるいは安定的な輸入を確保というようなことがございます。それから、何か起きたときに対策を機動的に実施できるようにするためには、日ごろから国内外の需給動向につきましての情報の収集あるいは分析をするという体制を確立し、またそれを実際にやっていくということが重要であるというふうに考えております。また、国民に対する情報発信機能の充実・強化を図っていくということもございます。また、日ごろからの我が国の食料事情などに関する情報提供や、あるいは市民農園の整備などを通じまして、我が国の食料事情や農業につきましての国民各層の理解を促進し、そして不測時対策の考え方につきましても理解を得るという活動などの試みも重要ではないかというふうに考えておるところでございます。

そして、不測の事態に対応するためには、事態の深刻度により3つに類型化して、それぞれについて対策を考えていくということで、レベルにつきましては、レベル0、1、2の、3段階のレベルを設定しております。

これは前回もご説明しておりますが、まずレベル0というのは、事態の推移いかんによっては食生活に重大な影響が生じる可能性がある場合ということで、例としましては、9月11日のテロ事件のように、日本が大きく食料を依存しているアメリカ等におきまして、我が国の食料供給に非常に大きな影響を与える

かもしれないと考えられる事件が発生した場合等を想定しておりまして、そういう事件等が発生した場合におきまして緊急的な情報収集・提供ということをや、そして、必要に応じ緊急的な措置などを実施するということでレベル0というものを置いております。

それから、1ページおめくりいただきまして、レベル1でございます。これはカロリーベースでいきますと問題はないわけですがけれども、ある特定の品目の供給が大体目安としまして平時の供給を2割以上下回ると予想されるような場合ということで、昭和48年の大豆の危機とか、あるいは平成5年の米の不作といった事態を想定しているのがレベル1でございます。

レベル2としまして、国民1人当たりの供給熱量が2,000キロカロリーを下回るということが予想される場合というものを目安としておりまして、これは戦後の食糧難の時代に当たる事態を想定し、いろいろ対策を講じるという考え方でございます。

そうしたことに対応するための体制整備でございますが、まず、農林水産省における体制整備ということで、レベル0の事態が発生した場合には、農林水産省におきまして対策本部を設置する。そして、霞ヶ関の本省だけではなくて、必要に応じまして地方農政局あるいは食糧事務所とか統計情報組織とかもあわせまして体制を整備するというところでございます。それから、さらにレベル1または2の発生につながっていくということが認められる場合、あるいは突然レベル1、2が発生することもあるかもしれませんけれども、そのような場合には政府としての対策本部を設置するというところで、いろいろと情報を収集し、ウォッチしております農林水産大臣が内閣総理大臣に報告し、そして内閣総理大臣が必要と認めるときには政府対策本部を設置するというところでございます。

それから、レベルに応じた対策ということで、まずレベル0における対策ということになりますと、基本的には情報の収集・分析・提供ということになるかと思えます。このあたりにつきましては、少々詳しくなりますけれども、資料5の21～23ページをごらんいただきたいと思います。

これもどういう事態が発生するかによって見るべき事項が違うのではないかというご意見などもいただいておりますので、まず、21ページですが、不測時における情報収集項目としましては、突発的な事件とか事故が発生する場合と

- - これはテロ事件のようなものでございますが、それから、下の方にあります。時間の経過とともに影響の顕在化が認められる場合ということで、天候不順などで大不作が見込まれるような場合ということを考えております。それぞれにつきましてどういう項目をまず集めることが必要かということ整理したものでございます。

また、22ページの(2)でございますけれども、不測時において収集した情報を的確に分析していくためには平素からの情報収集が大事だと考えられますので、国内、海外それぞれにつきまして、平素からどういう項目を情報収集すべきかということをもとめてございます。そして、下の方の注にございますように、平素から世界の需給動向とか貿易に関する情報収集を行うことによりまして、何か事が生じたときにいち早く我が国の食料供給への影響を把握して、それによりましてレベルを判定し、すぐに行動できるようにするということが大事と考えているわけでございます。

それから、1ページおめくりいただきまして、そういったことにつきましての情報提供をどうしていくかということにつきまして、これもまたいろいろとご意見もいただいておりますし、大変難しいところだと思うのですが、私どもとしましていろいろと検討したことを3点まとめております。

まず1つ目は、供給の減少が見込まれる品目の需給や価格動向の現況と見通し - - もちろん見通しを出すことも大事なのですが、それだけではなくて、その品目が食生活にどれだけのウエートを占めているとか、あるいは代替品がこうなっているといったような情報、それから、政府の対策などもあわせて、できるだけ正確に、できるだけ速やかに提供するという、それから、できれば継続的に提供していくということによりまして国民の不安感を増大させないようにすることが重要なのではないかと考えております。

それから、そのやり方としましては、新聞、テレビ、インターネットなどを通じまして継続的にやっていくということがございますし、それから、国民の方々に直接的に情報を伝えるという意味では、各種の説明会を地方や中央やいろいろなところで開くとかパンフレットの配布をするということがございます。それから、有識者とか消費者団体の方々とか、あるいは食品消費モニターの方なんかもそうだと思いますが、オピニオンリーダー的な方に情報提供をしまし

て、そこからまたさらに場合によっては口コミ情報、あるいは、消費者団体の方々を通じましてまた広げていただくということも有効なのではないかと考えております。

そして、そういう情報を発信する場合には、情報の発信源を一元化する。いろいろな情報が混在して混乱しないようにするということが大事でございますし、農林水産省の中でも地方出先機関等がございますので、情報を共有化する。それから、問い合わせ窓口を明確化するということが大事だと考えております。それから、レベル1、2になりますと関係省庁と協力して対応していかなければなりませんので、そのあたりは相互に適切な連絡を取り合うということが大事というふうに考えておるところでございます。

また「概要」の2ページ目にお戻りいただきたいと思います。2ページ目の下の2でございますが、備蓄の活用及び輸入の確保ということで、米、小麦、大豆及び飼料穀物につきましては、政府あるいは民間におきまして備蓄が行われているわけでございます。また、輸入の多角化、あるいは代替製品の輸入の確保等々がレベル0におきましては必要だと考えております。

また、生産者、食品産業事業者に対しまして、農産物の早期出荷とか規格外品の出荷の促進の要請とか、あるいは、廃棄の抑制をお願いするということが必要だというふうに考えております。

それから、物が少なくなるということが見通されてきますと、価格が値上がりしたり、あるいは売惜しみなどが生じる可能性がありますので、価格動向などにつきましての調査、監視を行う。それから、そういった便乗値上げの防止のための要請をしていくということが必要というふうに考えております。

それから、レベル1になりますと、ある特定の品目につきまして供給の減少が見込まれるということでございますが、その場合は市場メカニズムを基本とし、必要に応じまして規制的な措置を実施するということが必要になるかと思っております。

まず、緊急増産、供給をふやすという意味で緊急増産ということが考えられるわけでございますが、このあたりも前2回におきましては余り詳しくご説明しておりませんので、資料5の13、14ページでご説明させていただきたいと思っております。

13ページの下の方に「緊急増産」ということがございますが、特定の品目の供給が減少する場合には、それを国内でつくれるものにつきましては、政府としまして緊急食料確保計画を決定いたします。具体的には次のページの のところの増産の対象品目ですが、まず、国内で増産可能な品目ですので、例えばえさ用のトウモロコシ国内での増産というのは困難だと考えております。できるものとしては、まず、米とか麦とか大豆といったものがあるかと思いますが、にございますように、米につきましては水田の表作の不作地を中心に増産を行い、麦につきましては裏作可能地で、表作で水稻とか大豆などをつくる場合の裏作としての増産を行い、大豆が足りない場合には、水田の表作を中心に増産を行います。飼料穀物につきましては、特にトウモロコシなどにつきましては国内での増産は困難と考えられますので、代替性のある飼料作物ということで、イネ科の飼料作物などを中心に可能な範囲で増産していく。そして、増産される飼料作物を利用して家畜の飼養をしていくこととするわけですが、中小家畜につきましては食品残さの活用なども考えていくということになるかと思っております。そういう意味では、飼料穀物なり飼料作物の供給に応じた水準での畜産物の生産ということをやっていくということでございます。

それから、また、水産物につきまして、これも我が国の食生活におきましてたんぱく質の供給源として大変重要な役割を果たしているわけでございますが、ただ、最近、我が国周辺の資源状況というのが非常に悪くなっておりますので、水産物を一度にたくさん捕ってしまいますとその後の持続的な生産という観点からその後の生産が減少してしまうという問題がございます。そういうことで、水産資源につきましては持続的利用が確保される範囲内での生産の増大ということと、非食用に回る分、養殖用のえさとか一部肥料などに回る分もあるわけですが、そういうものから食用への転換を行うことによりましてたんぱく質供給源の確保を図るということを考えております。

また、その生産に必要な生産資材、種子や種苗の確保ということですが、現在は味とか品質を重視した国内生産をしているわけですが、むしろ多収性とかできるだけ早く採れる品種に変えるということも考えて増産をしていくことが必要と思われま。また、肥料や農薬につきましても、生産業者に対しまして増産の要請を行いまして、必要量の確保に努めていきます。

簡単でございますが、増産につきましては、以上でございます。

また「概要」の3ページにお戻りいただきたいのですが、流通の混乱等々が考えられるわけでございますので、国民生活安定緊急措置法あるいは買占め等防止法などに基きまして売渡し、輸送、保管に関する指示などを行います。価格につきましても、標準価格を設定して、余り便乗値上げが生じないようにするといったことが必要な対策として考えられるところでございます。

さらにレベル2ということで、戦後の食糧難の時代のような事態が想定される場合につきましては、国民が最低限度必要とする熱量を確保するという観点から、国民の理解と協力のもとにかなり規制的なことも実施していく必要があると考えておりまして、法律に基きまして、熱量供給を優先した農業生産への転換、あるいは、食料を公平に配分するための割当て・配給あるいは物価統制といった仕組みの発動ということも必要になることがあると思われま。

まず生産転換でございますが、生産転換につきましては大体先ほど述べました緊急増産とほぼ同じ手続きで進めていくわけです。不作付地とか、裏作が可能などを中心、米や麦や大豆の増産を図っていくということがまずもって必要なことだと思っておりますけれども、それらによっても最低限度必要な熱量を確保できないというような場合には、花などから熱量の高い作物への転換を考えます。また、既存の農地だけでは十分でないという場合には、農地以外の土地の利用ということも必要になるかと思われま。

また、割当てとか配給、物価統制といった規制的な措置の実施も必要になる場合があります。

それから、石油の供給が減少する場合ということでございますが、これは石油需給適正化法に基きまして、農林漁業者への供給のあっせんを行うという規定がございますので、そういった規定によりまして農林漁業者への供給の優先的な確保ということを実施していくわけでございますが、そういうことをしてもさらに石油の供給に支障が生じる場合には、農法の転換ということで、人力による耕作ということも必要になってくることが予想されま。

非常に雑駁でございますが、事務局からのご説明は以上でございます。

八木座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまご説明がありました事項につきまして、順次議論を進め

てまいりたいと思います。話の進み方から3つぐらいに大きく分けてご議論いただきたいと思いますけれども、まず最初に、資料4の概要でいいますと、策定の趣旨、平素からの取組、体制整備、この辺のところまでまずご議論いただきまして、第2に、レベル0における対策ということでひとつ議論していただきたいと思います。第3に、レベル1、レベル2について最後にご議論いただくということで進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それではまず最初に、このマニュアルの位置づけ、あるいは不測時における対策を実施するための体制整備、平素からの取組について、順次ご発言いただきたいと思います。

藤井専門委員 食料の供給に影響を及ぼす不測の要因という項目の中で、「異常気象による大不作」ということで国内・海外ともに触れられているわけですが、ここで言う異常気象というのは確かに大変重要な要因になるわけですが、二義的には例えば虫による被害、虫害ですとか病害ですとかということもあるわけで、必ずしもこれは異常気象によるものとは限らないわけなので、少し幅を持った大不作の要因という形にされた方がよろしいと思います。

食料政策課長 わかりました。

八木座長 ほかにございませんか。どうぞ自由にご発言ください。

内藤専門委員 平素から取組の中で、2の「適正かつ効率的な備蓄の運用」というのが出ています。今一番問題になっているのはお米の備蓄のことです。150万トンから100万トンに減らすという話も出ております。いざというときにそれで賄えるのかどうかということと、今、備蓄のお米、要するに「たくわえくん」というお米がなかなか売れないということですので、そのお米をやはり回転させていく方法が1つだと思います。私どもの団体の案としては、1年に1回国民がたくわえくんを食べたらどうかということなんです。今150万トンでしたら、世帯数で割ってどのくらいになるか、人数で割ってどのくらいになるかはわかりませんが、そのくらいだったら食べられるのではないかと思います。その点をちょっと提案いたしますので、ご論議いただきまして……。ただ、どういう形でそれを皆さん方に食べていただくかと、その方法だけが一番の問題です。今は食料の管理もしておりませんので、自治体にお願いするか、もっと

自発的などころに願ひするかはともかくとして、やはりこのお米を廃棄するとか加工米に回す以前に私たちの食料として食べていく、そういった方法を考へていただきたいと思ひます。

食料政策課長 まず、米の備蓄水準を 150万トンから 100万トンに下げるといふことですが、これは食糧庁で開催している備蓄運営研究会における議論等を踏まえたものでございます。最近の米の需要は落ちていますので、需要の動向を見つつ、作況といひますか、過去の不作なり、どれだけ減ることがあり得るかといふことも考へ、さらに、不作によりまして生産が減ったとしても翌年増産できるという増産可能性なども踏まえまして、100万トン程度といふのが適当ではないかといふ結論を出したわけでございます。

それから、たくわえくんについてでございますが、これは大変ありがたいご提案をいただきました。米の備蓄につきましては、ずっと持ち続けて使えなくなったらそれを処分するといふのではなくて、毎年毎年新しいものを入れ古いものを販売していくといふ回転備蓄の方法をとっているわけでございますが、1年、2年と備蓄した米については、結果的にどうしても売れないといふ問題がございます、なかなか消費者の方に選好していただけないといふ問題がございます。お米屋さんやスーパーでもたくわえくんといふことで販売しているわけですが、売れ行きは芳しくないといふことで、備蓄がうまく回転していないといふ問題がございます。そういう中で、1年に1度たくわえくんを食べるといふことで、そういう備蓄制度があるんだといふこと、あるいは日本の食料事情といふことに思いを巡らせていただくといふのは、大変いいご提案だと思ひます。ただ、今、内藤委員がおっしゃられましたように、どういふ方法で食べていただくのかといふのはなかなか難しいといふふうに思ひますので、さらにいいアイデアなどがありましたらご提案いただければありがたいと思ひます。

八木座長 藤井委員、どうぞ。

藤井専門委員 同じく、平素からの取組についてなのですけれども、まず第1点は「食料供給力の確保・向上」の項目でございますけれども、ここで書かれていることはどちらかといふと生産面での確保・向上といふことに重点が置かれているわけですが、それに加えて、生産された後の加工あるいは流通に関する技術の向上といふ面も1つ着目が可能だと思ひます。といふのは、例えば、いわゆる食品

の製品の保存技術の向上ですとか、あるいは副産物の有効利用というようなことも供給力の確保・向上につながると思いますので、その点での付記があってもよろしいのではないかなと思います。それが第1点です。

第2点は、「安定的な輸入の確保」の項目の中でいろいろ触れられているわけですが、我が国の輸入体制の整備という点で、輸入を多角化するときには即応できる準備体制というものがやはりちょっと必要ではないかなというように受け止めております。例えば、大分状況は変わったと思うのですが、過去の緊急輸入のときに輸入制度だとか条件だとかということはかなり混乱をした記憶がございます。そういう意味ではあらかじめその整備が必要だというふうに思います。

以上でございます。

食料政策課長 加工、流通面での技術開発は大事なことだと思います。

それから、我が国の輸入体制の整備ということで、これは私どもにも問題意識がございます。情報収集項目の中で海外の動向を把握するということをおっしゃっておりますけれども、まさにそれは平成5年に米の大不作で緊急輸入をしようとするときに、海外での米の生産状況とか、あるいはその国でどういう農薬を使っているとか、どういう輸送形態、包装形態だったとか、そういったことが実はわからなかったものですから、輸入するにも安全性のチェック、品質のチェック、包装形態とか輸送形態に合った形での船の手配、港湾の機械の手配などがなかなかできなかったということで、すぐに緊急輸入ができなかったということがございましたので、そういったことも含めて考えているところです。

八木座長 稲田委員、どうぞ。

稲田委員 体制整備というところまでですので、各レベルの判断ですけれども、どの時点でということもありますけれども、だれがどの時点で判断するのかということ。レベル0になって対策本部が設置された後は多分その本部もしくは本部長の判断でレベル1、レベル2という判断がされると思うのですけれども、レベル0の判断をどの時点でだれがするのかということ及び各レベルの判断をだれがするのかというのはやはり明記すべきではないかなという気がいたします。

それともう1点、同じく対策本部ですけれども、農林水産省が対策本部を、

農林水産省関係の方々ばかりとなっておりますけれども、この後に、「本部長が指名する者を本部委員とすることができる」という記述がありますけれども、各業界もしくは団体といいたいまいしょうか、各界の関係者の方というのも必要に応じて入れられるというような形をとっておいた方がいいかと思えます。

以上でございます。

食料政策課長 まず、レベル0の判断ですけれども、これは農林水産省としてすることとしております。これは私どもが情報収集をしているということで、常に状況を見ていますので、これは判断できると思えます。それによりまして直に対策本部を立ち上げます。

さらに、実はこの総合食料分科会の中には食料需給予測部会という部会がございます。そちらでも海外の動向、それから、国内における食料の需給動向というものを見ておりますので、そちらの方での審議の内容、結果も参考にしたいと考えているところでございます。

それから、各界の関係者を入れた方がいいかどうかということでございますが、まずここは政府としての対策本部としまして、政府として何を講ずるかということでございますので、基本は政府関係者ということで対応させていただきたいと思えます。それから、対策を講ずるに当たりましては各界の関係者の方のご意見を聞くことは当然必要だと思えますし、情報交換も必要であると思えます。また、先ほど申しました食料需給予測部会という - - 学識経験者の方や業界の方も入っていただいておりますけれども、そういう部会がございますので、そういった部会などでのご意見もお聞きしながら検討したいと思っております。

小山専門委員 「策定の趣旨」のところの「世界の食料需給の状況と見通し」というところですが、短期的な不安定が増大して、中長期的にはひっ迫する可能性があり得るという指摘は、私としてもそういう判断でいいのではないかというふうに思えます。そういう意味ではこのマニュアルの必要性というのはあるということですが、短期的な不安定性が増大するという中に異常気象ということが触れられておりますけれども、そのほかにも経済の問題とかそういうようなことが影響しやすいような農業生産の構造になってきているということが言えると思えます。

それから、平素からの情報収集ですけれども、文面を見ますと食料供給量の予測というようなことに力点が置かれているようですけれども、供給量というよりは、私は需給全体を見るべきであろうと思います。特によその国における貿易の輸入需要量とか、そういうものが極端に変動することによって価格が変動しますので、そういうようなことを見ておく必要があると。

もう1つ、平素から情報収集をしているという項目で抜けているかなと思うのは、我が国国内における流通ルート - - これは大分調べてられてはおられると思いますけれども、流通ルートの主体ごとにどのぐらいの大まかな量をだれが扱っていてどこで価格が決まっているというのが極めて重要な情報なのではないかと思います。そういうことを知っておくところにポイントを置いて対策を打てばいいのかということがそれぞれわかるということではないかと思しますので、そういう情報も同様に刻々と変わっていきますので、収集しておく必要があるのではないかと私は思います。

食料政策課長 まず短期的な変動要因としては、自然的要因だけではなくて、経済とか、あるいは最近の情勢でいいますと政治要因などもございますので、そういったことは入れるようにしたいと思います。

それから、供給量につきましては、国全体ということで、例えば他国の貿易動向などもということですので、22ページでございますが、情報収集項目の(2)の「不測時において活用するための必要な平素からの情報収集」項目の海外情報ということで、世界全体の農畜水産物の需給動向ということで生産物の貿易量等々がありますので、こういう中でできるだけ細やかにやっていければというふうに考えております。

それから、我が国の国内の流通ルートにつきましては、主体ごとに取扱い量とか価格がどこで決まるかということございまして、そのあたりも私どもはその上の「国内情報」というところで国内の在庫量等々を書いてございまして、できるだけ把握したいとは思っておりますが、実際はなかなか難しいというのが実感でございます。ここの「国内情報」の中に在庫量を書いてございまして、実はそれ自体も、特に流通・製造団体の在庫量の把握というのは非常に難しい面がございます。ご指摘のようなことにつきましては努力していきたいと思っております。

八木座長 食料の需給関係については、先ほど課長さんの方からお話がありましたように、食料需給予測部会の機能強化ということが前提になっておりますし、先ほどの流通在庫の件については総合食料分科会でもPOSデータの活用とかご意見をいただいておりますので、非常に大事だと思いますけれども、そちらの方でもまた検討していきたいと思います。

それでは、川野委員、どうぞ。

川野専門委員 私どもは食品のスーパーマーケットをやっております、今回のBSEによる影響が大変大きいんですね。ただ、幸いなことにほかのものも売っているので、專業のところに比べると影響が少なくてほっとしておるわけでございますけれども。一番の問題は、政府のおっしゃることに対してお客様方が信頼をしていないことが私は一番問題かなというふうに思います。ですから、不測時のこういう問題が起こったときに、それは政府からいろいろなアナウンスが出てくるのだというふうに思うのですけれども、それをどう信頼していただくかということは日ごろの地道な活動しかないというふうに思うのですけれども。石油パニックのときも、実際にものがあるのにお客様方が殺到なさったと。ある意味では、私たちを含めて日本人というのは付和雷同性があるのかなというようなこともございますので、その辺は大きな問題としてとらえていかなければいけないのではないかなと思います。

今までの日本の政策というのは供給する側を対象にする政策がずっと続いておりまして、確かに農水省でも例えば農業基本法の改正等で生活者とか消費者といったいわゆる国民の視点に立ったというようなことで改正をされているのですけれども、現実に、農水省という言葉からしましても、やはり供給する側に立った政策をなさるのではないかということを生産者の皆さん方はお考えなんだと思うんですね。ですから、その辺をいつもわかっていただけるような、そんな地道な政策をどう続けていくか、あるいは広報を続けていくかということが大変大切なのかなというふうに思います。

それと、自分たちが商売をしてみて一番すごいと思うのは、マスコミの影響なんですね。ですから、マスコミ対策というのは言葉として悪いかもしれないのですけれども、マスコミ対策をどのようにしていくかということが大きな課題なんだというふうに思うんですね。例えば今回のBSEの問題にしまして

も、例えばエイズとは影響度合いが違うんですね、でもこのときはとばかりの感じの報道がなされておりまして、そのことが大きな影響を与えていると思うんですね。もちろんマスコミに放送するなと言うわけにはいかないのだというふうに思うのですけれども、取り扱いのあり方について日ごろからの関係をどう持つかということも大変大切なことだと思いますので、その辺をやっていただければもう少し国民の皆さん方が冷静に対応してくれるのではないかなという気はするのですけれども。

食料政策課長 大変いいご指摘をありがとうございました。

まず消費者とか生活者の視点が重要であるというご指摘についてなのですが、私どもも23ページのところの「情報提供の留意点」というところを書いてございますが、えてして、どうも過去の農林水産省側の情報提供の内容を見ていきますと、「供給が何%減ります。何割減ります。価格は何割上がります。」という情報が多かったと思うのです。もちろんその中には、「ただしこれは1カ月後には落ち着くでしょう。」という見通しも含めていたと思うのです。ただ、それだけではなくて、むしろそれが食生活にどういう影響を与えるのかということをしっかり情報として出さなければいけないということを考えておりますし、単に足りないといっても、それは代替するものもあることが多いわけですから、代替品を、こちらも使えますということも含めまして提供していくという、そういう情報提供の仕方につきましてはいろいろ工夫をしていく必要があるというふうに考えているところでございます。新基本法におきましては、食料・農業・農村ということで、食料という視点を重要視しておりまして、まさに消費者の視点、生活者の視点ということを一生懸命やっつけようということを考えておりますので、またさらにいろいろ教えていただければありがたいと思います。

それから、マスコミ対策等々につきましても、日ごろからの関係の構築、あるいは地道な日ごろの情報提供が大事だというご指摘をいただきまして、私どもも、ことしの4月から情報公開法も施行になっておりますので、どういうものが一番いいのかということをいろいろ考えるわけですが、やはり情報をできるだけ出していくというのが1つ大事な点ではないかというふうに思っているわけでございます。さらに、その出し方等々につきましてもまたいろいろ

ろのご意見をいただければありがたいと思います。

八木座長 内藤委員、どうぞ。

内藤専門委員 川野委員がおっしゃいましたのにちょっと関連しまして、情報提供がなされましても、今の人たちがどれだけ受け手としてとるか、そこが一番問題だと思うんです。新聞にしましても、テレビにしましても、堅いものはなかなか見ません。今ご存じのとおり、漫画みたいなものはよく読みますけれども、それで私たちは機関誌としまして、なるべくやさしく皆さん方にわかるような、そういうような情報提供をしております。その情報提供といいましても、それが浸透するまでには非常に長い時間がかかりますので、できるだけ早くどのように末端まで情報を提供できるか、その組織を日ごろから使っていただくという方法が必要かと思います。例えば自治会・町内会にしましても、皆さんのところに回覧を回しましても皆さんに届くとは限らないんですね。私は見なかったと言われますとこれはどうにもなりませんので、必ず見たということであればサインをすとか判子をいただくとか、勝手にレ点をつけられないよというような、極端に言えばそういう方法で皆さん方に正しい情報を見ていただく方法をとっていきませんと、幾ら流しても受け手がそれを把握しない限りなかなか受け取っていただけない。さっきBSEの話も出ましたけれども、生産者がそういう情報を得ていなければ、そういういい情報も決して役に立たないというそういう状態がありますので、そういった仕組みといいますか、そのあたりを早いところ構築して、消費者側からの発信も受け取って、そしてまた戻すと、そういういい方法があれば私たちもまた提供していきたいと思っております。

八木座長 今お話がありましたように、23ページのところに「消費者団体等のオピニオンリーダーに対する情報提供」というのがありますけれども、逆にこういうオピニオンリーダーから情報をいただくとか、そういうときにどういうふうな手順とか公表様式をとるのかということも詳しく調べるようなことが必要ですね。

宮川委員、どうぞ。

宮川専門委員 平素からの取組のところで、「国民に対する各種媒体を通じた情報発信機能の更なる充実・強化」というのはいいことだと思うのですが、「情報提供の留意点」の に書かれている「国民への浸透を図るため」について、情報提供の流れが直接国民に向いていますが、今、日本の食品の中では加工食品の占める

率というのは相当高いですし、その間にやはり供給者というのがかなり大きな比率を占めていますので、大きく分けて情報提供の流れでは、1つは直接消費者、2つめはマスコミを通じた情報提供、3つめは、供給者を通じての情報提供と整理した方がいいのではないかなと思います。

食料政策課長 検討させていただきたいと思います。

八木座長 藤井委員、どうぞ。

藤井専門委員 このマニュアルの対象になるかどうかはわからないのですが、これらのいろいろな諸対策を実際に行うときには当然お金が要るわけで、その財源の確保に関する事について、特に緊急時ですね、少なくともざっと拝見すると触れていないように思うのですが、その点はいかがでしょう。

食料政策課長 実はちょっとだけ触れているところがございます、17ページの「生産転換」がございますが、その下の方の の上に、「あわせて、生産転換を円滑に実施するための奨励等の措置及びその具体的内容については、引き続き検討を行う」ということがございます。これは財源措置も含めてのことでございます。ご指摘のとおり、全体として見ますと、必要な財源的な措置については触れてございません。緊急的な対応につきましては、その時点におきまして、事態の深刻さも含めまして、あるいはそのときの財政状況も含めて、そのときどきで検討せざるを得ないというふうに考えておりますので、あえてマニュアルにおいては触れていないということがございます。

八木座長 不測時の対策・対応についてのお話が出ましたので、話題を第二の柱の方に換えさせていただきまして、レベル0の対策についてご意見を伺いたいと思います。

ここでは、レベル0における情報収集・分析・提供・備蓄の活用・輸入の確保等について記述されております。資料5の素案の方にもございますので、そちらもあわせて参照していただきながらご意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。レベル0は初動的・予防的対策ということで、大変重要な対策だろうと思うのですが。

斎藤委員、どうぞ。

斎藤専門委員 直接的に関係があるかどうかよくわかりませんが、備蓄の部分で、国内で一番自給率が高いのは米であるということで、これは消費者の嗜好が変わってい

るのでそのコントロールは大変難しいとは思いますが、今でも米をもっと食べるという意味ではおやりになっているようですが、省庁の壁を越えて、健康問題も含めて和食というのは大変に健康にもいいということで、もっともつこの部分を勧めていって、米、和食をふやせば、先ほど内藤委員からありました備蓄の問題等につきましても回転率等が上がってくるのではないかというふうに思います。

食料政策課長 本日お配りしています食料自給率レポートの中にも、一番最後の84ページですけれども、ここに「食生活指針」というのが出ています。これは、12年3月に文部省と厚生省と農林水産省で作成したものでございまして、健康の面、いろいろな観点から、今後の食生活を進めるに当たって大事な点をまとめたものでございます。この4つ目に「ごはんなどの穀類をしっかりと」というところがございまして、この項目にのっとりお米の消費拡大というものも進めているところでございます。これは、文部省は学校教育などを通じまして、厚生労働省は保健所などを通じまして、農林水産省もいろいろな活動を通じまして、「食生活指針」の普及ということで、望ましい食生活として、その中でお米の消費拡大ということも進めているところでございます。

八木座長 小山委員、どうぞ。

小山専門委員 レベル0で何も無いようですので、1つだけ。

このレベル0では、各流通段階の業者の方は情報をかなり迅速に集められるはずなんですね。それに対応して利潤が出るように動くということで、恐らく市場メカニズムによって事態が緩和される方向に動くはずなんですね。それに何か政府が介入することによって逆の方向にその業者の方々が動くのを誘発する可能性があるわけです。ですから、ここが一番難しいのではないかというふうに思います。ですから、ここにそういうふうには書いてはありますけれども、市場メカニズムがうまく機能するための支援活動のような、そういうことをやるべきところなのではないかなというふうに思います。

食料政策課長 おっしゃるとおり、レベル0の段階では基本的には市場メカニズムということで、政府としましても情報収集・提供を強化するということと、あと、変な言い方ですけども、その中でおかしなことが起きないように調査・監視をするということが中心というふうに考えているところでございます。

八木座長 稲田委員、どうぞ。

稲田委員 これは平時の取組とも関係してくるのですけれども、レベル0における対策、備蓄の活用及び輸入の確保ということで、備蓄の計画的活用ということですが、小麦がひっ迫した場合を例に挙げますと、米の粉でもって小麦の代用にするとか、今はほとんど技術が確立されておりますので、遜色ないパンもありますから、そういったような取組といいますか活用、さらには食品業者の方への優先的な配分ですとか、そういったような形の取組というのもあってよろしいのではないかなというふうに思います。

また、先ほど内藤委員がおっしゃられましたけれども、たくわえくンを食べようとかいろいろありますけれども、確かに私どもにも古米と言われるお米というのはありますけれども、その中にある種のお米を何%か混ぜると新米と変わらないような味がするとかというお米もありますので、そういったような米の活用というのも非常にいい方法ではないかと思えます。

食料政策課長 11ページの(3)の「食品産業事業者等の取組の促進」ということで、ある意味で、
、
の例示というふうにごらんいただいた方がいいと思うのですが、
におきましては、「消費者」と書いてございますが、代替品についての情報提供を行うとかがございまして、まさに全体としては市場メカニズムの中でございまして、価格との関係もございまして、お米が足りない場合は、パンとか、あるいはうどんとか、そういった代替品に関する情報提供などを強化するということによりまして、食品産業事業者の方も対応していただけるものと、あるいはしていただくようにしていきたいというふうに思っております。

物価対策室長 物価対策室長でございますが、今、割当てという話が出ました。レベル2の方につながる話だと思いますけれども、ちょっと0の方でありましたので、説明させていただきます。

国民生活安定緊急措置法というのがございまして、この中の第26条の中で、政令で物資を定めて、配給・割当てを政府が行うということは可能になっております。過去には4品目について標準価格の設定をやっております。灯油、プロパンガス、トイレトペーパー、ちり紙、そういった形で昭和49年の第一次オイルショックのときに行ってございまして、その法律自体まだ生きております。ですから、最悪の場合の措置としてはそういうのが残っておると。ただし、先

ほどほかの委員の先生からもご指摘がございましたけれども、現状においてはやはり市場メカニズムなり代替品とかそういったものを活用していった方がいいのではないかなというぐあいに考えております。

八木座長 藤井委員、どうぞ。

藤井専門委員 レベル0での供給の確保対策というのは、これを拝見すると、主軸は備蓄の活用や輸入の確保ということになっておりますけれども、考えようによってはレベル0が時間の経過とともにレベル1に移行して事態が変化することも予想されます。食料の確保という基本的な考え方から見ますと、輸入の多角化よりもむしろ国内の生産の拡大ということがやはりレベル0であってもおかしくないというふうに思うのですが、ここで見る限りは特に生産の増大に関しては触れられていないんですね。その点をちょっとお願いします。

食料政策課長 確かにレベル0から1につながっていく場合も多いと思うのですが、レベル0自体はレベル1につながるかどうかを見極める期間ということでございますので、その時点でもう国内の生産拡大ということに入るということは、この時点ではむしろ適当ではないのではないかなというふうに思っております。ただし、各方面に情報提供をしていきますので、生産者団体の方でも、場合によってはレベル1につながることもあり得るということで、あるいはいろいろな実態を把握しすぐに対応できるように準備していただくというのが1つございます。

それから、あともう1つは、供給量をふやすという観点でいきますと、11ページの3の、これも例示として挙げているものではございますが、生産者や生産者団体に対しまして農産物の計画的な早期出荷や規格外品の出荷の促進を要請するというので、前倒しの出荷とか、普段ですと出荷しないものを出荷してもらおうといったような形での供給の増加を図るということはしていく必要があるというふうに考えております。

八木座長 内藤委員、どうぞ。

内藤専門委員 この中には県とか地方自治体といったものの取組というのが入っていないのですが、すべて国でやるのではなくて、ある程度自治体に把握してもらうことができないでしょうか。各自治体がどのくらい自分たちのところで生産しているかということをも市民、県民にお知らせしていれば、ある程度はわかっていくのではないかなと思っております。

食料政策課長 ご指摘はごもっともな点でございます。実はこのマニュアル自体が、国として、政府として講ずべきことは何かということを整理しておりますので、国がやることということで文体を書いております。ただし、資料5の4ページをお開きいただきたいのですが、この4番にありますように、「対策の実施に当たる政府はもとより、地方公共団体、生産者、食品産業事業者、消費者等がそれぞれの立場から取り組むことが必要である」ということで、国と県のそれぞれの役割分担がありますし、生産者にもありますが、そういう形で当然いろいろな対策を講じるに当たっては地方公共団体にやっていただくことも同時に考えております。

物価対策室長 若干補足させていただきますと、昭和51年度より物価安定対策事業ということで各都道府県・政令指定都市に助成いたしております。食料品の価格動向、需給状況を調査していただいております。大体、全国の小売店の職員の方や民間調査員の方をお願いしておりますけれども、二千数百店舗を毎月調査していただきまして、その結果につきましては各県・政令指定都市の、例えば『暮らしと物価』とかをごらんになった方がいらっしゃるかと思いますけれども、その中のバックデータとして活用して各県あるいは政令指定都市の区分の方々に公開して研究していただいているという状況でございます。

以上です。

八木座長 山本委員、何でも結構ですので、消費者の立場からご発言いただけますか。

山本専門委員 今現在、レベル0のお話だったのであれなのですが、もっと何かいろいろな不測の事態で、平成5年にお米が不足したときは実はそれほどの事態でもなかったのですが、お米がかなり足りなくて、消費者は買いためされたりしてもう店にはほとんどなくなってしまったりということがあって多少パニックになりましたけれども、そういうときにやはりほかの国から迅速に、先ほどもいろいろありましたように、輸送方法とか、農作物に対する農薬の使用状況とか、いろいろそういうのはあると思うのですが、それ以前に、いろいろな国との友好関係がありますよね - - これは農水省のあれではないかもしれないのですが、今回、セーフガードの問題や何かもありましたよね、そういうことで、普段ほかの国との友好関係を緊密に保たれていないといざというときにそういう緊急輸入や何かをする上での支障を来す場合もあると思

ますので、農林水産省の方と外務省の方との関連もいろいろとあると思いますけれども、そういういろいろな世界の国々との関係が円滑にいくようにやはり国民は望んでいると思うのですけれども。

食料政策課長 資料5の3ページの一番下のところに「安定的な輸入の確保」というのがございますが、その2行目に「平素から食料輸出国との間の友好的な関係を維持する」とございます。おっしゃられたように、良好な関係の維持ということがいざというときに輸入する際にも非常にいい方面に働くというふうを考えておりまして、これは外務省とか農林水産省とかということだけではなくて、政府全体としてやはりそういう対応をしていくこととございます。

あわせて、セーフガードについてちょっと申し上げさせていただきたいのですが、セーフガードの暫定措置を200日間発動いたしましたけれども、セーフガードというのは別にけんかをするとかそういうものではございませんので、一定の要件がそろっているときには国内への深刻な影響を回避するために発動することができるというのがWTOの協定上認められたものでございます。それで、日本の暫定措置というのはさらにいろいろ配慮をしております、過去3年間の輸入量の平均については従来と同じような形で輸入できて、それを超えたものについては関税を少し高くするというので、ある意味でいろいろなことを配慮しつつ、国内の農業に深刻な影響、壊滅的な影響が及ぶことを防止するという観点から実施したものでございます。現在は話し合いによって解決するというので努力をしているわけでございまして、本日は総合食料局長はこの小委員会に出席の予定だったのですけれども、昨日の夜から大臣とともに中国に行っておりまして、この場に出席できないわけでございます。

そういうことで、セーフガードにつきましても、決して良好な関係を乱すというようなことで暫定措置を発動したものではありませんし、良好な関係を維持するというので現在も話し合いをしているということでございます。

八木座長 藤井委員、どうぞ。

藤井専門委員 これはレベル1とか2のお話でよろしいわけですね。

八木座長 今は0のところでは議論をいただいているのですが。

藤井専門委員 では、後ほど。

八木座長 0のところはほかにはございませんか。

内藤専門委員 農地の休耕田といいますか、生産調整された水田なのですが、それが飛び飛びにありますとそここのところに転換したときに非常に不都合が起きているという話を聞いています。大豆とか小麦とかをつくったときに、水利権の問題で、お水が入ってしまうんだそうですね。そうするとそういう生産ができないので、できればそういうのは集約して、田んぼもできるところと、要するにお米以外のものをつくる所と、農地の集約化というんですか、そういうのをひとつ指定しておいたらいかがでしょうか。もう絶対そここのところが田んぼとして使われないという確約があるのならば、そうしてしまった方が後々のそういったときに使いやすくなるのではないかと。仙台の方ではそういうふうに行っているところがあると聞いています。土地の効用化という部分でもそういうのができればよろしいのではないかと思います。

食料政策課長 米の生産調整により、水田と大豆とか飼料作物をつくる所が入り組んだりするということは確かにございまして、それが生産の効率を落としているという問題もございまして、団地化という言い方をしていますが、集落なり地域で話し合いをしまして、例えば大豆をつくるなら大豆をまとめてつくりましょうということを進めております。ただ、それ自体、集落での話し合いなど、それぞれの地域の取組に委ねられていますので、それが大変うまくいっている宮城なんかですと大豆を大規模につくったりとかということをして非常に収量も上がっていい取組もできるのですが、地域によってはなかなかそういうのが難しいようなところもあるようで、確におっしゃるような、ばらばらだということもあるかと思います。ただ、政策としては、転作するものについては団地化を進めるということで進めております。また、農地の汎用化ということで、畑にも水田にも使えるような形での土地改良ですとか、そういったことも進めております。

八木座長 服部委員、どうぞ。

服部臨時委員 レベル0に関して一言申し上げなければならないことがございますので、ちょっと言わせていただきます。

ここに出されている考え方は、基本的に賛成ですし、非常に的確に言われていると思うんですね。やはりこの段階では情報の収集と提供ということがすべてではないのかという感じがします。それはもういろいろな委員の方から発言

された点で私も同感です。そして、やることとしては、備蓄の運用 - - までいくかどうかわかりませんが、それと輸入の確保。輸入の確保に関しては、実際にはもう民間ベースで動いているようですし、そこでいろいろな形でネットワークがあるし契約があるわけですが、それも前提にして、では国としてどうするのかというような話だと思っんですね。余りそこが出過ぎると事態をあおるといふ面がありますから、その辺は非常に慎重な判断を必要とすると思います。あくまでも市場メカニズムに則しているということは、貿易に関しても民間ベースで現に行われてネットワークというのが十分あるわけですから、それを前提にした話になるということだと思います。特に情報の提供・収集に関しては、具体的に書かれていて、そのとおりだなという感じがするんです。

ただ、その前提としまして、これも委員の方からご発言がありましたからあえて私がもう一遍強調することはないかなと思っんですけれども、やはり、農林省が言っていることに対する信頼性というのは、提供される情報がどれだけ受け止められているかということのうえにあると思っんですね。ですから、絶えず - - もちろんその範囲は限定されているんですけれども、農林省が提供する情報に重要な団体とかそういうところが絶えずアクセスをしてコンタクトしているという状況がないといけないと思っんですね。そして、国民の意識もそういう形になるということが重要だと思っんです。そういう関係をいかにつくるのかということがやはり平時の努力として大変重要な前提ではないだろうかという感じがいたします。その点だけ申し上げます。

八木座長 川野委員、どうぞ。

川野専門委員 今の点に関係するのですけれども、例えば私たちのスーパーマーケット業界は総合スーパーを中心としたチェーンストア協会というのがございまして、所管の官庁は経済産業省で、一方では、食品スーパーの一部が日本スーパーマーケット協会というのをつくっておりまして、それが農水省の所管になっているわけです。そして、本来なら日本スーパーマーケット協会あるいはチェーンストア協会も例えばこういう問題については同じような対応をしていかなければいけないわけですが、やはり官庁が違うということによって情報のあり方やその流し方が相当違うのではないかなという気がするんです。それは、業界にとってはもちろん不幸なことですし、お客様の側にとってはもっと不幸な

ことなんだと思うんですね。ですから、そういう点における縦割りがどうにか融合できないかなと - - それはもちろん私たち業界の者もそのことについて真剣に考えていかなければいけないのですけれども、勝った負けたなんていう話が官庁で、あるいは政治の世界で出るようなこともあるわけで、それはどうも今の先生のお話の中で、やはり情報が - - もちろん、さっきもお話したように、一番信頼されなければいけないのですけれども、それとともに、情報が円滑に皆さん方にお伝えできるような体制がどうも十分できていないのではないかなと。今お話ししましたように、私たち業界の問題も大変あるというふうに思いますけれども、全体としてその辺を何とか解決していかなとけないことなのかなというような感じがしております。

食料政策課長 おっしゃられたような縦割りの弊害というものが生じないようにという意味で、たしか23ページだったと思いますが、関係省庁が相互に密接な連絡を取り合うということを記述しております。

あと、チェーンストア協会は食品の取扱いが大変多うございますので、情報を流していると思います。これは、別に省庁がどうのということではなく、食品を扱っておられるところに対しましては情報を出しております。

宮川専門委員 情報提供に関してレベル0の中にも、「国民・市場の不安感の払拭に努め

る」、あと、総合食料分科会の情報収集・提供の中には、「情報はすべて提供すればいいというものでなく、消費者の反応についての考慮が重要。パニックを起こさないために」と記されていますが、消費者に余り不安感を与えないとか、パニックを起こさないとか、過保護にしすぎてしまっているのではないかと思います。なるべく平素からリスクについては出した方がいいと思うんです。情報は確かにすべて提供すればいいというものではなく、整理はする必要はありますけれども、隠してはいけないと思うんですね。ここで余り消費者の反応について心配して、これを出したら消費者がパニックを起こすのではないかという意味ではなくて、やはり早ければ早いほどそういうリスクについての情報は出しておいた方がいいと思います。これがレベル1、2に行ってしまうともう本当にパニックになってしまうわけですから、せめてレベル0のうちにリスクについての情報はなるべく整理して、どういうリスクがあるかという可能性は出した方がいいと思います。

もっとさかのぼれば、平素から、食品というのは資源が無限ではなくて、あくまでも有限であることを理解してもらうような情報提供、国民が自分たちの食物のことを理解して、様々な情報についての判断ができるような日ごろからの情報提供が必要だと思います。日本には今はそういう状況はないですけども、世界各地を見ればいろいろな食料不足というのは起こっているわけですから、そういうリスクについての情報もなるべく出すということが大事かと思えます。

八木座長 時間も大分過ぎておりますので、レベル1、レベル2に入っていきたいと思えます。あわせて、最初の方の「策定の趣旨」とか「平素から取組」の部分でも - - 全体的なご意見でも結構ですけども、いただきたいと思えます。

服部委員、どうぞ。

服部臨時委員 私、前回の第2回の小委員会はちょっと海外出張があって出席できなくて失礼しましたけれども、とりあえず今回はマニュアルの素案の説明がありまして、かなり具体的に提起されているところがあって、形としてこういうぐあいに考えられているのかなと感じたところがありますけれども、ちょっとその点に関して申し上げさせていただきます。

今回のマニュアル作成に関して、一番最初に危機・リスクの状況をレベル0、1、2というふうにはっきり整理されて、それをもとにして、それにいかに対応していくのかという対応手段は後から検討していくという形になっていると思うんですね。それで、明確にこのリスク・危機状況が設定されたというのが、その後の現在に至る議論を整理させる大変大きな出発点になったと思っています。

問題は、レベル0というのは情報の収集・提供が中心で、現在ある備蓄とかをいかに活用していくのかというような視点、特段の変化というのはそこに限定されないと思うんですね。レベル1 - - レベル2というのは恐らく非常に可能性が少ないと思えますけれども、特にレベル1の状態に関してどうこたえるのかと、現在の現実を前提にして対応を考えていくのかというのが一番大きな問題ではないだろうかという感じがします。そうすると、そこで不足ということが前提になるわけで、緊急の増産という問題がそこで初めて入ってくるという格好になると思うんですね。その問題を抜きにして安保マニュアルはないと

思います。

そこで、先ほどの課長の説明で、レベル1 - - 2も同じなのですが、レベル1に関しては具体的には本文の13、14ページで、緊急増産として、品目ごとの考え方として具体的に出されているものは大変重要なものとして受け止めているところです。具体的に、米は生産量もあるし生産体制もあるのだろうけれども、米に続いて小麦と大豆というぐあいに2つ具体的な品目を挙げて、小麦については裏作可能地での増産、大豆については水田の表作を中心に増産を行うと。この2つの品目で量の不足に対して増産をしてこたえていくというのが現在の日本の農業の現実を前提にしてとり得る緊急時の増産体制の内容として書かれていると思うのです。また、今の日本の農業の現実を前提にすればそれしかないでしょうし、またそれを中心にしてやっていくという体制を強めていくというのがマニュアルの素案になるのではないだろうかという感じがします。

それで、先般策定された新しい農業基本法において食料自給率の向上ということが提起されて、そこでこの小麦と大豆が具体的な増産品目になって - - 今日配られた資料を見ましたら、小麦と大豆はいずれも1%ずつ自給率は上昇しているんですね、だから、この2年間やってきたことがそれなりの成果を上げているという感じがいたします。ですから、そういう方向を強めていくということがこういう素案にもつながる平素の努力になっていくのではないだろうかという感じもいたしまして、そういう意味では現在と緊急時の増産をつなぐものとしてもこの小麦と大豆が具体的に指摘されていることは大変意味があるのではないだろうかと思っています。

それに関して、私は、前回、一番最初のときにも強調したのですが、どうしても小麦なんかの場合には、日本の気象条件で、適地というのが限定されるわけですね。そうすると、いろいろな条件をクリアするような品種改良等々の問題というのが非常に大事になってくると思うんです。「品種等の変更を行い」とここに書いてあるのだけれども、やはりこういう品種改良の努力を本当に相当な力を入れてやるというのが大事になってくるのではないかという感じがします。

それからもう1つ、そういう点で考えると、「平素の努力」というものの中

に、例えば3ページに「食料供給力の確保・向上」として、その中にも、上から4行目に「緊急増産作物の安定多収技術、種子・種苗の緊急増産技術……」とあるのですけれども、あと後ろの方に緊急増産作物としてこの小麦と大豆が具体的に指摘されていますからここであえて具体的な名前を挙げる必要はないのかなとも思うのですけれども、やはり私の感じでは、この2つなのだから、具体的にここで小麦、大豆の固有名詞を入れてもらいたいような気もするんですね。明確にそこを位置づけて、はっきりもっと強調した方がいいのではないだろうかという気がしています。

以上です。

食料政策課長 3ページ目のところですが、小麦、大豆もございますし、あと、いも類などにつきましての緊急増産技術もございますし、米などにつきましてもむしろ多収性ということでの技術開発ということもございますので、小麦と大豆だけではないと考えております。中身につきましては検討させていただきたいと思えます。

八木座長 これは恐らくレベル1だけではなくて、レベル2も一応含めて書かれているという、平素からの取組ですけれども、0、1、2の全部を含めての対策ということだと思いますので、ぜひご検討いただきたいと思います。

藤井委員、どうぞ。

藤井専門委員 レベル1及び2に共通したことになると思うのですけれども、確かに増産をすることによって量を確保するというのはもちろん重要なのですが、短期間に効率的に量を確保する手段として輸入の位置づけというのは非常に重要だと思います。その点で、過去の緊急時の経緯などを踏まえた上で、輸入の手続きだとか、通関の業務だとか、あるいは輸入業務全体ですね、これをいかに迅速にやるかということがかなり実務面で重要だと思うんですね。例えば通関の簡略化ですとか、あるいは輸入手続の迅速化、あるいは特別措置による優先扱いだとかというようなことはやりようによっては十分可能だと思いますし、場合によっては関税の引き下げによって輸入を緊急に確保することも可能でしょうし、あるいは輸入そのものに対して政府の財源を使って補助金を出すとか、いろいろな手段が考えられると思いますので、そういう点についてもう少し触れられた方がよろしいのではないかと思います。

食料政策課長 検討させていただきたいと思います。

八木座長 斎藤委員、どうぞ。

斎藤専門委員 レベル1、2の段階になってまいりますと、先ほどのお話にもありましたように、増産ということが1つのテーマになってくると思うのですが、遺伝子組み換え技術というのがございまして、日本に紹介されたのはどうもマイナスのイメージで紹介されているケースが大変強いということでございまして、本来は例えば寒冷地で米ができるですとか云々ということを踏まえて始まっている技術だろうと思いますので、この案について識者を集めて安全性または意義ということを引き続き検討させていただいて有事に備えるということも必要なのではないかなと思います。

八木座長 内藤委員、どうぞ。

内藤専門委員 遺伝子組換えについてですが、私もこの問題についてはいろいろありまして、今、斎藤委員がおっしゃったように、稲のアレルギーの問題と害虫耐性とかという2つの部分ごちゃ混ぜになって悪い部分だけ強調されている部分があると思います。ですから、その部分をはっきり分けて説明をしていかなければいけないのが、それがちょっと出発点で間違えたのではないかと考えております。

今、消費者のためにいろいろなことを - - 農水省も外郭団体がやっていますがけれども、消費者が知っている部分というのは非常に少ないです、レベル的に遺伝子組み換えについての知識というのは少ないです。ですから、先ほども情報の問題がありましたけれども、そういう情報をいかに的確に流して皆さんに知ってもらうか、そこが必要だと思います。今言ったとおり、いい部分と悪い部分、問題になっている部分とはっきり分けて消費者に知らせてください。それが必要だと思います。そうすれば、遺伝子組換えの有用性も意識されると思います。

食料政策課長 遺伝子組換え技術を使った品種改良などにつきましては、農林水産省の研究所 - - 独立行政法人になりましたけれども、そういうところでも - - 民間でもそうですけれども、日本は非常に進んでおります。ただ、それをどういう形で栽培していくかということになるところではまたいろいろな審査の基準などがございまして、順次、実験室内から屋外に出すというような形での研究を進めておりますし、さらにそれを、一般の消費者の手元に届くといいですか、生産

して販売するかどうかということにつきましては、食品衛生法等の規制の中でいろいろ検討されているところでございます。

そういう意味では、遺伝子組換え技術というのは、確かにおっしゃられるとおり、除草剤耐性があるものというような形で、余りいいイメージでなく日本に入ってきたというところがありますので、非常にマイナスイメージがあるということも確かでございます。それから、スターリンクとかその後のいろいろな食品への混入のように、日本で許可されていないものが混入してきたとか、そういうことでいろいろ問題が起きておりますけれども、一方でアレルギー源になるものを除くものとか、たんぱく質を除くものとか、そういう有用性のあるもの、あるいはいざというときの食料の増産とか、おっしゃられたような耐性、寒さに強いものとか、地球の環境問題の解決につながるようなものとか、医薬品の開発になるようなものもございまして、そういったものは研究開発として進めております。

そして、それがどういう形で国民の中で認知・認容されるかどうかということが難しいわけございまして、おっしゃられるとおり、情報公開なり、遺伝子組換え技術とはこういうものですよというような説明なりを進めていくことが重要だろうというふうに考えております。

物価対策室長 先ほど藤井委員の方から輸入の件がありましたけれども、これは最悪の場合のケースだというぐあいに想定しますと、先ほど申し上げました国民生活安定緊急措置法、その中で、これは今までやったことはないのですが、輸入のすべて、保管、輸送等を主務大臣の指示のもとで行うことができます。例えば、数量、期間、どこの地域に何を保管しなさいということが、非常に強く打ち出され、これが明確にされております。ですから、主務大臣の指示のもとにおきますので、いろいろな手続きとか、そういうケースは、その範囲内で行われるというぐあいになっております。

八木座長 小山委員、どうぞ。

小山専門委員 細かい点なのですが、レベル1の「緊急増産」のところで、輸入の減少ということが起こったときの対策というのを前提にしておられるにもかかわらず、水稲について増産を行うというのが「品目ごとの考え方」の一番最初のところにあるわけですが、少し奇異な感じを受けます。ですから、代替

品として増産を行うのか、それとも、輸入の減少ではなくて、国内生産で水稲が不作になった場合に水稲の増産を行うという意味なのか。何か少し変かなという感じがいたしました。

それと、「政府対策本部が行う」とここに書いてあるのですけれども、よくよく読みますと、どうも政府対策本部というのはこのレベル1においてできているかどうかわからないような状況のようなんです。ですから、確実に政府対策本部がレベル1ではできているあるいはつくられるということがどこかに書いていないと、政府対策本部がないにもかかわらずこの措置を行わなければならないということになりかねないと感じました。

それから、小麦、大豆の増産ですけれども、現在の流通機構では恐らく品質別に非常に細かく加工向けの品種とかが分類されていて、国内で作ったものをどの程度使えるのかがわからないのではないかと不安があるわけです。幸いなことに、日本は搾油メーカーとか製粉メーカーなどが国内にありますので、十分時間をかければ対応は可能だと思いますけれども、これは平素からのということになると思いますが、加工技術とか、こういう国産品に対する利用の仕方について検討していく必要があるのではないかと思います。別の言い方をすれば搾油メーカーとか製粉というような食品産業を国内に維持するというのが食料安全保障上は非常に重要な点ではないかという気がいたします。

食料政策課長 まず13ページの下の方の「緊急増産」のところにあります「輸入の減少等により」ということですが、これは役所の文書的なところがあって大変恐縮でございますが、輸入の減少などということで、国内の大不作などがあつた場合に、翌年に緊急増産ということも含めて考えてございます。ただし、一番考えられますのが、海外要因で我が国の食料の供給が減少するということですので「輸入の減少」というものを表に出しましたけれども、国内の不作などへの対応ということもありますので、水稲についても入れているところでございます。

それから、2つ目の政府対策本部でございますが、これは9ページのところにございまして、9ページの「政府対策本部の設置及び役割」とございますが、これは不測の事態、レベル1または2の発生が見込まれる場合ということで、これは農林水産大臣が内閣総理大臣に報告しまして、内閣総理大臣が設置を決

めるということになっております。もちろんここでは、内閣総理大臣が必要と認める場合ということがありますので、設置されない場合もあり得るかもしれないというのはございますけれども、レベル1または2の発生が見込まれる場合にはもう政府全体としての取組が必要でございますので、もうこれは - - ここも大変恐縮でございますけれども、役所的な文書というご理解をいただきまして、1、2の発生の場合には政府対策本部が設置されるというふうにお考えいただきたいと思います。

そして、13ページの「緊急増産」の手続きになりますが、食料確保計画を対策本部として決定し - - これは27、28ページのところにさらに詳しい手続きが載っているところでございますが、27ページに載っておりますけれども、「緊急増産の実施手順」ということで、食料確保計画を政府対策本部が計画をしますけれども、実際に緊急増産をしていただく手続きにつきましては国民生活安定緊急措置法という法律に基づいてやっていくということを考えておりますので、政令でということですので閣議決定を経てになりますが、政令で生産を促進すべき物資を法律に基づきまして指定しまして、その物資についてこの食料確保計画に沿った形で、都道府県別に、どれだけの生産をしていくか、その生産に必要な種子や肥料、農薬はどれだけ必要かといったようなことを定めまして、そういう法律に基づく手続きの中で生産者が生産計画をつくり緊急増産を進めていくという手続きになります。書き方としては役所の文書的な面はございますが、政府対策本部というのが設置されるといったことを前提としまして緊急増産を進められるということでございます。

それから、小麦、大豆につきましては、確かに品質面で用途別に要求される品質というのがいろいろございます。これにつきまして、平素からの加工技術や国産品の利用についての研究が必要というのはまさにおっしゃるとおりでございます。国産の小麦、大豆につきまして、特に小麦かと思っておりますけれども、製粉業界の方にもいろいろご努力をいただきながら、その利用拡大というのを図っているところでございます。生産者の方が生産努力ということで生産拡大をしているわけですが、それにあわせてその利用の仕方につきましてもいろいろやっていただいているところでございます。

八木座長

ほかにございませんか。

内藤委員、どうぞ。

内藤専門委員 石油の供給が減少する場合の対策とありまして、農林漁業者への供給を優先的にと、この場合、漁業の方へ回されてしまう、漁業への油の方が多いという話を聞いたのですが。一番最後のところにあります「石油需給適正化法に基づき」という、今、石油がひっ迫すると、農林よりも漁業の方へ石油が回されるという話を聞きました。どうしてなのかなと思って私はちょっと不思議だったのですが、こういう場合は、要するに漁業よりも、燃料、飼料という形で作物の方へ回されるのでしょうか。それもだめならば要するに人的という話も出ていますけれども、ちょっとそこはご存じありませんか。

食料政策課長 ちょっときちんとお答えできるかどうかわからないのですが、かつての石油危機のときに、漁船は燃料を大量に必要とするものですから、そちらが大きな問題になったことはございます。そういう意味で、漁船用の燃料の確保の問題がクローズアップされましたのでそういうことになったかと思います。レベル2のような非常に厳しい状況のときに食料のカロリーベースでの確保を行わなければならないということでは、全体としてどこに優先的に配分すべきかということは所管の経済産業省とともに農林水産省としましても考えてやっていくことになるかと思います。

八木座長 稲田委員、お願いいたします。

稲田委員 素案の14ページの「品目ごとの考え方」ですけれども、非常によくできていると思いますが、2点だけ。

適地適作という考え方はやはりきちんと入れておくべきではなからうかと思えます。今の米の生産調整みたいに一気に全国一律にやるのではなくて、やはり北陸、山陰では小麦は非常に向かないという地域性もありますので、そういったような適地適作の考え方というのを盛り込んでいくべきではないかと思えます。

また、工の中小家畜についての食品残さ等の利用ということですが、この場合に、食品残さというのはそこまで確保できるのかなと。えさに適した食品残さというのがそこまで確保できるかなという気がしております。

以上です。

食料政策課長 適地適作という言い方ではないのですけれども、ご指摘の趣旨は入れている

つもりでございます。1つは可能な地域で、例えば14ページの「作付けの基本的考え方」のところ、裏作可能地での裏作の拡大ということとか、あるいは、「地域の実情に応じて」というのがどこかに出ていたと思うのですけれども、そういう形で、それぞれの地域の実情は配慮しながら進めていくということを考えております。

それから、食品残さの問題でございますが、人間に対する供給の確保ということで無駄のないようにするとございますので、いざというときは食品残さは減る可能性はあると思います。この場合は、中小家畜についてはほとんどが海外に依存するトウモロコシなどですので、確保できない場合にはもう確保できる水準に応じた生産ということになるかと思えます。このあたりをもうちょっと詳しく書いてあるのがレベル2のところの18ページの中段よりちょっと下のオのところございまして、「中小家畜については、食品残さ等の利用により可能な限り生産を維持しつつ」とありますが、そして、その後に「飼料穀物の供給の減少の程度に応じて計画的にと蓄する」ということがございまして、飼養できない場合はと畜をして食肉に回すということになります。

先ほどの適地適作のところは、27ページの真ん中あたりにとして「都道府県別ガイドラインの公表」というのがございますが、ここに「地域の農業生産の実態を踏まえ」ということを言葉としては入れておりまして、こういうあたりでそれぞれの地域の実情を踏まえということで考えていきたいと思えます。

八木座長 ほかにございますでしょうか。全体的なご意見でも構いませんけれども、山本委員、どうでしょうか。

山本専門委員 全体的な意見になりますけれども、私たちが3回にわたって会議をしてきましたこの不測時の食料安全保障マニュアルは、かなり密度の濃いものが素案としてもできていると思います。こういうものは、いろいろといいものができても、皆さんに浸透してずっとこの情報が広く末端の方たちにまで伝わらないとやはり意味がないと思うんですね。

これはちょっと余談になりますけれども、テレビで先週の土曜日の午後、2時半ぐらいから日本テレビ系列でやっておりました番組で、多分ごらんになった視聴者の方は農林水産省に対するイメージが非常に悪くなったであろうと思われるのですけれども。それは、今はもう肉骨粉が飼料の中に配合されてい

ないということに関する問題だったのですけれども、ごらんになった方もいらっしゃると思いますけれども、その品目の中に魚粉というのがありまして、その魚粉の中に実は肉骨粉が配合されているという、テレビ局からの問い合わせに対する農林水産省の方の対応が、見ている者に非常に不信感を抱かせるような感じがしました。あと、「クローズアップ現代」という番組や何かでもありましたけれども、牛を飼っていらっしゃる方たちは5年前か6年前に肉骨粉の使用が規制になったその事実を全く知らなかったと、インタビューされていた畜産農家の方たちは皆さん一様に知らなかったとおっしゃっていたんですね。だから、通達や情報は、どんなにいいものがつくられても、そういうものが皆さんに浸透しなければ意味がないと思います。そういう意味で、こういうものがつくられても、やはり広くいろいろな方たちに、かかわりのある方たちに全部浸透するような形ができなければ意味がないと思うんですね。

そして、いろいろありますけれども、一般の私たち消費者というか国民にとっては、新聞やテレビなどのそういう媒体を通じて、そういうマスメディアを通して知る機会が多いので、どうしても農林水産省のイメージが今はすごく悪くなりまして、牛肉に関しても本当はもっと安全であると思うのですけれども、何でここまで事態が悪くなって牛肉が売れなくなってきたかという、やはりその情報の出し方ですとか、そういうものが非常によくなかったと思うんですね。政治家の方たちが皆さんで牛肉をお食べになって、それが何度も何度もテレビに出ましたが、あれは私たちの中でも非常に話題になっていまして、あれで物凄く逆効果であったと、あのことにしてもみんなすごくイメージが悪くなって憤慨している方が多いのですけれども。やはり、もっと情報をきちんとした形で正しく出していただくということ、そして、皆さんに理解いただくということが、何かあったときにはやはり一番必要だと思います。

これは私事なので余りあれですけれども、うちの一番下の子供が今年高校の修学旅行で11月の頭に沖縄に行く予定になっておりましたが、出発する2週間前になって中止になりました。その前に事前に生徒や保護者にアンケートを取りまして、生徒や保護者のアンケートではほとんどみんな行っても構わないのではないだろうかという意見だったのですけれども、それにもかかわらずやはり中止になりました。やはり今すごくみんなそういう安全というものに対して

は過剰反応を示すようになってきていると思うんです。そういう点でも、やはりもう少し国民に向けて普段からいろいろアピールしていったらいいのではないかなと思うんです。

先ほどの遺伝子組換えのこともそうなのですが、私の周りの方たちも皆さんやはり遺伝子組換えという言葉に対して悪いイメージしか持っていないのですが、私は前に農林水産省の関東農政局の方に青紫色のカーネーションをいただいたことがあるんです。普段ですとカーネーションは1週間ももたないのですが、それは3週間もちました。そういうのは多分全然知られていないと思うんですね。お花屋さんに行っても全然どこでも扱ってありませんし。だから、もう少しいろいろなアピールをされていけば、遺伝子組換え技術の良さもわかってもらえるのではないかと思います。

八木座長 今の点について事務局の方からございませんか。

食料政策課長 情報の提供の仕方とか、いろいろとご示唆をいただきました。私どももマニュアルにつきましては、いろいろな形で説明をしていきたいと思っております。

八木座長 ほかにございますでしょうか。

藤井委員、どうぞ。

藤井専門委員 緊急増産についてなのですが、ここで書かれている、例えば27ページの文章などを拝見していると、中身は非常に濃いわけであり充実しているとは思いますが、順に追っていくと、まず計画を決定して、ガイドラインを策定して、それから関係方面と調整をしてということになるわけですが、実際に本当に緊急事態になった場合に、これがどれだけ時間の問題で機動的に実行されるかということに関して、このとおり筋道を立ててやるとかなり増産が実現するのに時間がかかってしまうという危惧がありますので、平素から、むしろこういう事態を想定したいわばシミュレーションのようなことをある程度、不安感をあおらない程度に、例えば地方公共団体とやられるなり、ある程度の想定を各論として詰めておかれた方がよろしいと思います、例えば火災訓練だとか地震の避難訓練などと同じような想定を。

食料政策課長 このマニュアルができた後、緊急増産の手続きとか、具体的なところはもう少し詳細なものをつくっていかうと考えておりますので、そういう中でシミュレーション的なことも含めて検討していきたいと考えております。

内藤専門委員 最後に1つ。

大豆と小麦の話が出ましたけれども、日本の国産小麦の製品がなかなか売れないという話を聞いています。というのは、値段に太刀打ちできないそうですけれども、実は国内産の小麦は、補助金があるために、決して外国産の小麦の原価とは変わらないという話も聞いています。それと、パン用の小麦も日本国内でできるようになりまして、特にうどん用の中力粉はできると。そういう情報が消費者には伝わってきていません。というのは、生産者も農林水産省も今までは製粉業者向けにずっと物事をつくってきたようです。ぜひそういう情報も消費者に伝えますと、不測の事態に、お米ではなくても、小麦がこんなふうに使えんだというのがわかれば、もうちょっと速やかにいくでしょうし、小麦の生産も上がってくるのではないかと思いますので、その点もよろしくお願ひします。

食料政策課長 本日お配りしました「我が国の食料自給率」の中の32ページに「麦類」というのがございますが、その中でも新品種の紹介などもさせていただいております。それから、やはり国産のものにつきましては、そうはいてもまだ品質面の向上とかコストの削減とかいろいろやっていかなければいけないこともございますので、それもあわせて記載してございまして、これはかなり詳しいものではございますが、こういったものもたくさんつくっておりますので、いろいろな機会にご説明をしたりしていきたいというふうに考えております。

八木座長 そろそろ予定の時間が来ておりますけれども、特にご発言の方はいらっしゃいますでしょうか。

特段ありませんようでしたら、このあたりで終わらせていただきたいと思います。

事務局におかれましては、本日、各委員から出されました意見等を踏まえつつ、今後、マニュアル作成をされるようお願いいたします。

なお、本小委員会における審議の結果の総合食料分科会への報告につきましては、私にご一任いただければありがたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。それから、本日の小委員会における議事要旨についても、私の方にご一任いただきたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

八木座長 ありがとうございます。それではそのようにさせていただきます。

最後に、議事次第には「４．その他」となっておりますけれども、事務局の方から何かございますか。

食料政策課長 このマニュアルに関する事項につきましては、本日のご議論、それから過去２回のご議論も踏まえまして、現在はマニュアル（素案）となっておりますが、マニュアル（案）を作成してまいりたいというふうに考えております。

そして、今後の予定でございますが、来年の２月に開催される予定となっております総合食料分科会におきまして、八木座長から本小委員会における調査審議の結果を報告していただいて、そしてさらに分科会でご審議いただくということになっております。

委員の皆様方におかれましては、大変貴重なご意見を賜りまして、本当にありがとうございました。

八木座長 それでは、これをもちまして、食料・農業・農村政策審議会総合食料分科会第３回食料安全保障マニュアル小委員会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

食料政策課長 ありがとうございました。